

令和5年第3回南幌町議会定例会

一般質問（質問者4名）

（令和5年9月6日）

①「地域福祉計画の策定について」

家塚議員

それでは、町長に地域福祉計画の策定について質問をいたします。地域福祉計画は、平成12年6月、社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項です。

この地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活における課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や体制について、庁内関係部局はもとより多様な関係機関や専門職を含めて協議を行い、目標を設定し計画を推進するものであります。

平成30年4月の社会福祉法の一部改正において、今まで任意とされていた策定が努力義務に改正され、さらには地域における高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる福祉施策の上位計画として位置付けられました。

本町の各分野における個別計画については、それぞれ目標を設定し進行管理を行いながら事業の推進を図ってきていますが、現在、福祉を取り巻く課題は複雑、多様化していることから、今後は福祉の領域を超えた地域全体が直面する大きな課題として捉え、持続可能な地域づくりを進めることが重要と考えます。

このことから、私は個別計画を包括する福祉施策の上位計画として地域福祉計画が必要と考えますが、町長の考えを伺います。

大崎町長

地域福祉計画の策定についてのご質問にお答えします。

現在、本町の福祉分野においては、「介護保険事業計画」、「障がい者福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などを策定し、福祉行政を進めているところです。

しかし、昨今の福祉を取り巻く環境は、社会構造の変化や少子高齢化の進行の影響から、高齢の親と障がいを持つ50代の子が同居する「8050問題」や介護と育児を同時に行う「ダブルケア」、未成年の子どもが親や兄弟のケアを行う「ヤン

「ケアラー」など、複雑化・複合化した課題があり、世代ごと・分野ごとの取組では、対応が難しくなることが想定されます。

このことから、住み慣れた地域で、いつまでも健康で自分らしい生活を送ることができるよう、子ども、高齢者、障がい者など全ての方に対し、地域全体で包括した福祉施策を推進するために「地域福祉計画」は必要と考えることから、福祉分野の上位計画として策定に向けて取り組んでまいります。

家塚議員（再質問）

再質問をさせていただきます。この地域福祉計画の策定状況を少し調べてみました。厚生労働省での直近の公表では、令和4年4月1日現在で、全国市区町村1,741自治体のうち、策定済みが1,476、全体の85%。また、道内では179市町村のうち、策定済みが113、全体の63%。さらには、空知管内では24市町のうち、策定済みが7、全体の29%という状況であります。空知管内では策定予定と調査時点で回答している町が2町ありましたので、確認したところ、現時点で策定をしておりましたので、9市町で38%となります。また、策定に取り組んでいない理由として、策定する人材やノウハウなどの不足。また、策定が必須でない努力義務である。さらには、策定に必要性を感じられないなどの回答となっています。この地域福祉計画は、町の総合計画を上位計画として、その地域福祉に関する事項をより具体化し、介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、障がい者計画などの個別計画に関し、地域福祉の視点や理念、また、方針や推進方法などを明確にして、地域における展開を包括する役割を持っております。したがって、この地域福祉計画は、高齢者、障がい者、子どもなどの個別計画に共通する基本的な事項を横断的に定めるというもので、町の総合計画と分野別計画の中間に位置付けするものと認識をしております。さらに、これらの地域福祉計画では、地域全体の福祉サービス事業や、地域福祉活動については、官民協働を基本に策定する必要があります。そこで、現在町では、介護予防事業を含めた福祉サービス事業の一部を社会福祉協議会へ委託し、事業推進を図っています。特に、社会福祉協議会においては、町より人的支援並びに事業委託としての財源補助を受けて事業展開していることから、計画策定に当たっては、福祉のまちづくりの実現を目指す社会福祉協議会との連携や補完関係など、相互に十分な調整を行うべきものと思っておりますが、町長の考えを伺います。

あわせて、策定についてのスケジュールを示せる範囲でお願いしたいと思います。

大崎町長（再答弁）

家塚議員の再質問にお答えをいたします。地域福祉計画の役割につきましては、先ほど述べさせていただいたとおりでございます。そこで、現在社会福祉協議会が行っている活動や業務でございますけれども、相談活動をはじめ、ボランティア団体の育成・支援、交流の場や居場所づくり、さらには見守り活動など、多様なニーズにわたる活動を支えていただいております。また、町の介護保険事業や、高齢者、障がい者の生活、サービス事業など、多くの業務を担っていただいております。限られた資源でありながら、ネットワークを広げ、共生社会の実現に向けて、福祉の最前線で御尽力をいただいているものと思っております。そこで計画の策定に当たりましての社会福祉協議会との連携や補完、調整でございますけれども、地域福祉計画の策定に当たりましては、福祉の理念や基本目標、町の事情を踏まえた体系付けを行い、福祉施策の推進を目指すことが重要でございます。また、その体系付けを行うことによりまして、それぞれの役割が明確化し、専門性や相互の連携、共有化など、本町における福祉資源が効果的に活用され、向上されていくものと考えてございます。計画の策定に当たりましては、福祉の最上位計画でありますことから、本町における福祉の拠点として広く活動し、役割を果たされている社会福祉協議会にご参画をいただくとともに、今後の地域課題に対応すべく、関係機関や団体、町民とともに福祉体制の構築に努めてまいりたいというように考えてございます。

なお、計画の策定に当たりましては、これから様々な計画の改定期を迎えるところではありますが、来年度より準備に着手をしまして、令和7年度からの計画を目指したいというように考えてございます。

家塚議員

ただいま答弁をいただきまして、理解をいたしましたので、改めての答弁は必要ありませんが、先ほども申し上げましたように、福祉に関わる課題は複雑多様化している中で、横断的な支援を持つ、この地域福祉計画の速やかな策定着手に期待し、質問を終わります。

② 「带状疱疹ワクチンの接種費用助成について」

湯本議員

带状疱疹ワクチンの接種費用の助成について質問させていただきます。近年、带状疱疹に罹患した話をよく耳にします。テレビ・新聞などでもよく取り上げられ、社会的関心が高まっています。

带状疱疹は、子どもの頃に感染する「水ぼうそう」のウイルスが、治癒後も体の感覚神経に潜伏して、大人になって、加齢や疲労によるストレス、基礎疾患やがん・リウマチなどの治療で使用される免疫抑制剤によって免疫力が低下することで、ウイルスが再活性化し発症する病気であります。

発症すると激しい痛みを伴い、さらには重篤な合併症「带状疱疹後神経痛」という慢性疼痛を伴うこともあり、つらい日常生活を送ることとなります。国の研究機関によると带状疱疹の問題点は、激痛だけでなく顔がゆがむような顔面神経麻痺や、髄膜炎など入院が必要となる場合もあります。成人の90%以上がこの带状疱疹の原因ウイルスに感染しており、誰が発症してもおかしくない状況です。調査によると带状疱疹の発症は50歳以上に多く、7割以上を占めており、また、80歳までに3人に1人が带状疱疹を経験すると推定されています。

この带状疱疹の治療に係わる医療費は高額であり、带状疱疹後神経痛の後遺症が残った場合、更に負担が大きくなります。この医療費と、ワクチン接種による費用対効果の研究は幾重にもなされており、それぞれでワクチン接種によって医療費が抑制されるとの報告がなされています。带状疱疹ワクチンの啓発と普及は50歳以上の成人と高齢者における健康維持を通じて、医療費の抑制が期待できると考えますが、町としてワクチン接種の費用を助成する考えはあるか町長に伺います。

大崎町長

带状疱疹ワクチンの接種費用助成についてのご質問にお答えします。

带状疱疹は、加齢や疲労等による免疫力の低下で発症し、さらに慢性的に痛みを伴う合併症の併発も懸念される疾病であり、ワクチンを接種することで病気に対する免疫力が高められ、発症や重症化の予防に効果があるとされています。

現在、带状疱疹ワクチンは、50歳以上の希望される方が接種する任意接種として位置付けられていますが、国の「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」において、定期接種として追加を検討するワクチンの1つとして、その効果や持続期間、導入に適切な対象年齢、2種類のワクチンの比較、安全性や定期接種化によるワクチン接種費用と罹患に伴う医療費の分析等について、検証、評価が進められて

います。

このことから、現時点では、予防接種法に基づいた定期接種化を国に求めるべきものと考えますので、接種費用を助成する考えはありません。

なお、带状疱疹の発症を予防するためには、ストレスをため込まず、食事や運動等で免疫力を高めることなどが必要であることから、町民に対し、周知・啓発を行ってまいります。

湯本議員（再質問）

今、町長から答弁をいただきました。国の厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）において、定期接種にする方向で今議論がされているというのは事実であります。それだけ国としてもこの効果が期待されるということだというふうに思います。それはもうお認めになっているというふうに思うんですが、ここで議論されている課題って、即ちこれが定期接種の中で組み込まれるということではないわけで、私の調査では、今年度に入ってから、2023年の4月から8月までの間でも、こうした国の動きが分かっているながら、北海道で30市町村。これがこの带状疱疹ワクチンの接種に対する費用負担を決めているんですよね。どういう考え方なのかということなんです。国がやっているからまあそれでいいだろう。近々定期接種になるかもしれないということではなくて、そうであったとしても、この対費用効果や、このワクチンによる健康維持が、町民の健康と、それから安心して暮らせるまちづくりの中に役立つのであれば、その期間でも町がやっぱり率先して、住民の健康を守っていくという立場に立つかどうかという町の姿勢が僕は問われるというふうに思うんです。国が将来考えているからいいじゃないか。こういう話ではないと思うんですが、町長はその点についてどうお考えですか。もう一度答弁をお願いいたします。

大崎町長（再答弁）

今、北海道の進行状況のお話をされましたが、私も調べてみますと、直近の道内自治体の費用助成でございますけれども、33市町村で実施をされているということで、割合的には、179市町村に対して18%。全国的には28市町村で実施をされ、実施率は16%でございます。医療費抑制の考え方でございますけれども、ワクチン接種によります医療費抑制につきましては、一部専門家によります報告もあります。様々な報告もあります。市町村に対しては現時点では、国からそうした医学的な費用対効果の検証データや、その通知などはございません。そうしたことから、現在、今議員言われるように、国の分科会のほうでその検証を進めているとこ

ろでございます。私としては、その動向を踏まえつつ、接種化につきましては、財政負担も当然大きいわけでございます。これについては、公費負担ということであれば、国の定期接種化、法定化を望むところでございます。町としては、現段階においては費用の助成をする考えはございません。

湯本議員（再々質問）

町としてはですね、費用を負担する考えは今のところないということですが、今、費用対効果というのは、各国、アメリカをはじめヨーロッパでもいろいろやられているようですけれども、それはやっぱり今の為替の状況だとか、そこの医療体制、医療制度の問題とかいろいろありますから、対費用効果については、日本でどうなのかということも含めて、それは今議論されているんだろうというふうに思いますが、東京都保健医療局や国立感染症研究所のほうでも、費用対効果があるように見られるという方向での報告書は出ているわけですね。ただ、そこにはその前提とする数値の取り上げ方によって、若干まだはっきりした結論が出ていないので、今のほうもそういうことも含めてやっているというふうに思うんです。ただ、この带状疱疹ワクチンの効果という点については、はっきりしているんですね。生ワクチンと不活化ワクチンの2種類がありますが、このワクチンの効果ではですね、生ワクチンのほうで大体有効性が63%から70%ぐらいで、不活化ワクチンのほうは、大体96%から98%効果があると。そして、こちらのほうで言えばですね、大体効果は、9年から10年というふうに結果が出ているわけですね。こうしたワクチンに対する効果。これが非常にはっきりしているという点で、今、各自治体でも取り上げて、助成を行っているというふうに思うんです。これね、やっぱり私たちの周りでも苦しんでいる人がいっぱいいるわけですよ。带状疱疹でね。年を取れば取るほど、何ていうんでしょうかね。带状疱疹というのはどんどんどんどん上位部分に発症するようになって、顔のほうにも発症してくるというふうに報告をされています。その場合にはですね、失明のおそれもあるというようなことで、高齢化に伴うこの発症を止めるということは、本当に大事なことだなというふうに思っているわけです。それで、このワクチンの効果も出ているんですが、いかんせんこれはやっぱり高くてですね、大体1回2万円。2回やると4万円ぐらいかかるということで、個人の任意として受けるには、なかなか手が出ないというようなことだというふうに思うんです。そこにやっぱり町の助成があれば、健康に生活していく。周りでも带状疱疹で苦しんでいる人がいれば、私も予防しようという町民の方々がやっぱり出てくるというふうに思うんですね。そういう人達に手を差し伸べる。それが僕は町政だというふうに思っているんです。場合によってはそれが後2年後か

3年後に、国のほうで定期接種の中に入れてきてしまうかもしれない。いいじゃないですか、それで。その間に、一刻も早く町民の健康を守っていく。そういう立場を示すというのが、やっぱり町が町民にどれだけ寄り添っているのかなという実感を、町民の方も味わえるというふうに思いますが、再度お考えを変える考えはないか、ご質問をしたいと思います。

大崎町長（再々答弁）

湯本議員の再々質問にお答えいたします。議員言われますように、治療が継続した場合、または再発、重症化した場合は、当然、医療費自己負担が増してきます。当然、後遺症が長引いたり、合併症が併発した場合は、その身体的負担は大きなものとなることは、私としても感じている次第でございます。ワクチンに生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があるわけございまして、生ワクチンの場合は、予防効果が50から60%。議員言われるとおり、持続性は7年程度、接種費用は7,000円から8,000円という費用で行われているのが一般的でございます。不活化ワクチンについては、2回の接種ございまして、予防効果が90%以上あると言われておりまして、持続期間は10年以上ということも言われております。ただし接種費用が1回につき2万円ということで、2回の接種でございますと、やはり4万円ということで、非常に高額でございます。本町の場合、50歳以上の人口が約5,000人、4,528名いらっしゃいますので、それを試算しますと相当な額になるのかなというふうに考えてございます。そうしたことから、带状疱疹の発症、これは地域性があるものではございません。全国的なケースでございますので、これについてはこの公費負担については、やはり国で法制化していくべきであろうと私は考えてございます。また、今年の第1回定例会におきましても、議員提案によりまして、この意見書が定期接種化、国の法制化について採択されている経過がございます。私も当然そのことは受け止めさせていただきます。先ほど申し上げましたけれども、全国民が等しく接種費用の負担が受けられるような制度であってほしいというふうに考えてございます。

なお、うちの町立病院での町内の接種状況でございますけれども、町立病院では2種類のワクチンを取り扱ってございまして、生ワクチンが7件、不活化が14件、実際には7件という実績でございました。みどり野医院では、生ワクチン1種類のみを取り扱っておりまして、15件という実績でございました。町外の医療機関での接種状況については、なかなか把握するすべがございませんので、町外でも接種されている方は当然いるのかなというふうに考えてございます。

また、現在新型コロナウイルスワクチンが、現在予防接種法の改正が行われ、臨

時特別接種として時限的に行われ、今年5月に5類に移行されましたが、特例により、本年度は接種が延長されているということで、今までに本町で6回の接種が行われてまいりました。全て国費によるものでございます。来年度以降の感染状況は分かりませんが、来年度以降の費用負担、実施方法、これらについても、まだ検討段階で、国から示されているものではございません。そうしたことから、その場合のワクチン接種のあり方、また費用助成、これについても、これから町としても十分慎重に進めなきゃならないのかなというふうに考えてございます。そうしたことから、現時点においてはその動向を注視する必要があるということで考えてございます。

③ 新型コロナウイルスワクチン等のワクチン接種における周知方法について

高橋議員

湯本議員の後なのでちょっと伝えにくい感じではあるんですけども、僕の質問は打ったらだめとか、打つなとか打てとかそういうことではないし、それに対して差別的な感じがないように情報の共有みたいなものが多分必要じゃないかという、そういう感じの一般質問になっています。

新型コロナウイルスワクチン等のワクチン接種における周知方法について。本年5月に新型コロナウイルス感染症は5類に区分され、ワクチン接種率も下がってきました。しかし新型コロナウイルスワクチン接種によるデメリットをしっかりと伝えずにワクチン接種を推奨するという方向性は変わっていないように感じます。町の立場を考えると様々な理由でそうしなければならないことも承知しておりますが、推奨に当たってはリスクをしっかりと伝えることが非常に重要であり、私自身は、全てのワクチンはほぼ効果が無いこと、接種することで様々な健康上の問題を引き起こすリスクがあり、健康に生きていくためには、むしろ打たない方が良いと思っています。接種は個人の自由であります。接種しないこともまた、個人の自由であり、強制されるものではありません。

まず、予防接種法においては、国や都道府県、市区町村が実施するほぼ全ての予防接種が義務でないことが明記されていることから、副反応で重篤な被害が出る危険性があることも十分説明したうえで予防接種を推奨する必要があると考えます。ワクチンは効果を前提に推奨されていますが、一方では、疾病障害認定審査会の公表によると8月21日現在、新型コロナウイルスワクチン健康被害救済制度の受理件数8,554件、認定件数3,810件、うち死亡認定156件であり、国においても新型コロナウイルスワクチンによる後遺症並びに死亡を認めているものです。この先も数は増えていくと思われれます。その中で、大阪府泉大津市では市民にワクチンのリスクを専門家の意見も取り入れながらわかりやすく伝え、情報開示をしながら慎重にワクチン事業を進めています。また、新型コロナウイルスワクチン接種で、今まで抑制されていた帯状疱疹が発症する可能性があるかと伝えている専門家もいます。

以上を踏まえて、町民の各種ワクチン接種の判断においては、より詳細な情報提供が必要だと思いますが、その際には様々な専門家の意見を取り入れ、ワクチン接種によるメリット・デメリットを接種券等に具体的にわかりやすく見えやすい場所に明記し、国が公表している現状の後遺症の被害者数などのリスクについても記載することが必要と考えます。これから移住してくる方も増えてくる中で、町民の健

康な生活を第一に考え、ワクチン接種事業を慎重な考えで進める町というのは魅力の1つになると考えますが、町長の考えを伺います。

大崎町長

新型コロナウイルスワクチン等のワクチン接種における周知方法についてのご質問にお答えします。

町が実施している全ての予防接種は、予防接種法に基づいて、感染の恐れのある疾病の発生やまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的に実施するものであり、法に定める努力義務としてあくまでも接種する方の意思により受けるものです。

新型コロナウイルスワクチンについては、令和2年に感染が世界中に拡大したことにより、WHOが緊急事態宣言を行ったことを受け、予防接種法の改正が行われ、臨時特別接種として、国の指針に基づいて実施しているものです。

接種にあたっては、副反応及び健康被害等が明記されている国の接種説明書とリーフレットを使用し、接種リスクを理解した上で、個人の判断で接種が行われます。なお、厚生労働省からの通知では、この接種説明書とリーフレットの内容は変更してはならないこととされています。

また、町で行う他の定期予防接種についても、接種による効果や副反応等を周知し、被接種者の希望によって実施しています。

町としては、予防接種の実施にあたっては、国や北海道からの通達など、引き続き必要な情報提供を行い、被接種者が十分に理解をされ接種が行われるよう対応してまいります。

なお、町が専門家の意見を取り入れた独自の情報を作成し提供を行う考えはありません。

高橋議員（再質問）

1つ訂正がございます。疾病障害認定審査会の公表ですね。これがまた更新されまして、8月31日現在で、受理件数が8,667件。その内審査件数が4,538件。認定されたのが4,000件を超えまして、4,098件。その内死亡認定が210件というふうになっています。これは新型コロナウイルスワクチンだけの死亡認定とか、そういうものなんですけれども、1977年から45年間やっているんですよ。それで、ほかにインフルエンザのワクチンとかそういったものの、こういう健康被害救済制度というのがあって、これが45年間で3,522件なんですよ。この2年ぐらいで、新型コロナというだけで、認定件数は4,098件

というふうになっているということなんですけど、あまりこうメディアでは、そういうことって伝えないんですが、これは本当にすごい、何というか最悪な薬害事件というふうに本当はなっているんですけど、ちょっと多いというふうに町長はお考えにならないでしょうか。やっぱりワクチンというものの自体で、死亡数が上がっているというふうに考えている方とかも結構多くなってきて、接種率というのが下がっているというの、やっぱりそういうのに気づいてきたからというところでありまして、私の周りでもただの風邪じゃないかという。ひどい風邪もあれば、軽い風邪もあるというふうに感じていると思うんですけども、新型コロナの死亡者という感じでいうと、実は多いのは多いんですけど、そんなに多くなくて、2021年の死亡者数というのが、年間の日本ですね。145万2,289人で、前年から見た超過死亡数が最大5万3,670人なんです。2022年の死亡者数が158万2,033人で、超過死亡数は最大およそ17万3,000人と、戦後最大を記録しているというのは、多分知っている方も多いかと思うんですけど、新型コロナウイルスの大流行が原因という方もいると思うんですけども、厚生省の公式発表ですと、2021年に新型コロナウイルスが原因で亡くなった人の数というのが1万4,926人なんです。その年は5万3,670人なので、そこにはちょっと及びもつかないような数字になっています。で、2022年は3万8,881人。この年は17万3,000人なので、やっぱりちょっと数は少ないという感じなんですけども、でも、そもそもこの数字というのも正確なものではなくて、PCR検査という、常にこの交差反応とか擬陽性、偽陰性というのが常に付きまとう検査だったわけです。この時期というのは、国から交通事故とか脳梗塞などのほかの死因でも、死亡後PCR検査をして陽性ならコロナ死とカウントするように通達があったことも、ここの少し数が多くなったことも原因かなと思うんですけども、そういうことを、今は大分知っている方も多くなってきたんじゃないかなというふうに思います。

確かに国とか南幌町でもそうなんですけど、副反応とかそういうものはちゃんと伝えてくれているということも僕も認識していますし、ただ、ちょっと分かりづらいというところはあるのかなというのは感じます。で、やっぱりそのワクチン接種において、何が起こっても結局その自己責任の範疇を超えないという所もあるので、やっぱりいろいろなことを調べて、僕みたいにワクチン接種をしないという人間もいるとは思いますが、だからやっぱりその調べづらい中でもちゃんと調べて、そういうふうを選んで打たないという人もいますので、だからこれはもう町の責任とか国の責任ということではないとは思いますが、もうちょっと分かりやすく伝えるということは、結構必要なのかなあというところもあります。やっぱり打

ちたくなくて打っているという方もいますし、その周りの状況を見て、やっぱり打たないでいることがどうしても後ろめたいので、いろいろ知っている中で打つというのは結構恐怖心もあって打っているなんていう人も、僕の周りの町民さんでもいらっしゃるんですけど、そういったところでやっぱりその接種するということは、やっぱり死なないようにとか長く生きたいとか、健康でというところで打つと思うんですけど、でもそこに分かりやすく目に入りやすい所に、例えば厚生省の発表で、ワクチン接種後死亡した人は2,076人というふうに発表されていて、重篤な副反応という方が2万7,361人というのは、厚生省でちゃんと発表していることなので、そういうものが目に入ってきた時に、やっぱり初めて考えるということになるのかなと思うんですね。やっぱり生きるために打つんですけど、でも、売って死んでいる人もいるということは、多分必要なのかなと思いますし、これも医者がちゃんと申告していないものもあるので、もしかしたらもっと多いのかもしれないというところもございます。

やっぱり最近のワクチンの感じで、ちょっと危険だなと思うことで、某有名大学の名誉教授の説明では、他のワクチンでは誘導されないIgG4抗体という免疫のスイッチを切ってしまう抗体が誘導されてしまうとのことで、追加接種をすればするほど誘導され、免疫が破綻し、今まで自己免疫で抑え込んでいた帯状疱疹が、免疫のスイッチを切ってしまうことによって出てしまう可能性があるというふうに伝えていきます。実際にワクチン接種が始まった頃から、帯状疱疹の例が一気に増えたという事実もあります。これは、追加接種をしなければ1年ほどでIgG4抗体の数値というのは下がって行って、免疫も戻るということも伝えていきます。単純にこれ以上打たなければ良いということも伝えておりました。それ以外に今月から始まるXBBのワクチン。これに関しても、ちょっと警笛を鳴らしている部分もありまして、全身炎症とか、重度の後遺症、副作用とかが起こりやすいというふうにも言われているんですね。専門的なところも結構あるんですけど、それは今ちょっと説明しませんが、日本医師会でも、実はこの新型コロナワクチンについて、効果に対する信頼性は揺るぎないものがあるとして、有効性を強調した一方で、過去に副反応が非常に強く出た人については、接種を慎重に検討するよう呼びかけてもいるんですよ。なので、ちょっとワクチンというものに対して、少しくこう考えてもらおうようなきっかけみたいなのがやっぱりあったほうがいいのかというふうには思うんですけども、新型コロナの事象というか、コロナ禍というふうになってきて、結構懐疑的な部分というの、何かこう町民さんでもあるんですけど、国がやっていることをそのままやっているということに対して不安を感じているという方もいらっしゃって、本当にその町として、そこまで新型コロナというものに対

して脅威を感じているんだろうかという。このはてなマークというのものもある方もやっぱりいらっしゃるんですよね。それはもう個人個人あると思うので、何かそういう情報とか、そういうものも結構出揃っているような感じもあるので、例えば8月24日に厚生省がコロナワクチンの有効性や安全性の研究をこれからするというふうに発表していました。で、あと3年かかるというふうにも発表しています。令和8年にデータベースをつくると。じゃあ今まで安全性も有効性もわからないまま打ってきたのかなという話にもなったりしますし、やっぱり海外の話でいっても、去年の秋ですね。欧州議会公聴会で製薬会社のファイザーの幹部が感染を防げるかどうかテストさえしていなかったこともちゃんと認めていたりとか、いろいろこう何ていうか、懐疑的な部分というのはやっぱりあると思うんですよ。町民の皆さんでもそういうところが結構あって、やっぱり99.9%の人がやっぱり何年もマスクをして、それでソーシャルディスタンスとかそういう感染対策もしっかりやった上で、世界一でやっていたと思います日本は。でも、接種率も世界一で、接種回数も世界一だったんですけど、14週連続で新規感染者も世界一なんていうことも、多分知っている方もいると思います。

なので、こういうタイミングで何かこう一度、さっきの泉大津市の話もそうなんですけど、泉大津市は接種を推奨しないということを発表して、今やっぺらいらっしゃるんですよね。ですので、南幌町として先ほど答弁でありました、専門家の意見を取り入れた独自の情報を作成し、というその提供を行う考えはないというふうにおっしゃっていたんですけども、できないというわけではないのかなというところで、それができない理由というのもちょっと知りたいなということと、あとはワクチン接種券に何かを書けとか変更しろとかということではなくて、やっぱり何と言うんでしょう。町長のコラムみたいな所に、ちょっとワクチンとか、コロナに対してちょっと懐疑的な部分も持ちあわせているというようなことを伝えてあげると安心できるという町民さんもやっぱりいらっしゃるので、その辺を踏まえてお考えをお伺いしたいです。

大崎町長（再答弁）

高橋議員の再質問にお答えいたします。ワクチン接種の周知といいますか、啓発。まずそのことに関して申し上げさせていただきますけども、今、ワクチン6回目を迎えていまして、9月28日から、本年度は秋接種が始まる状況でございます。それで、ワクチン接種をされている方は、今までの経験の中で存じていただいていると思いますけども、任意接種であることについてでございますけども、ワクチン接種を希望する場合は、当然、事前に予診票の提出が求められます。その中で、ワク

チンの説明書を読んで、効果や副反応などについて理解しましたかとの説明があり、それに回答する必要がございます。接種の前にはその予診票に基づいて、医師の問診、そして接種の説明が行われます。その上で接種を受けようとする方は、予診票なりの理解をしましたということで、氏名を自署することになって、それで接種を受けていただくということになってございます。そういうことで任意の接種であることについては、そういう流れで啓発が行われて、本人の理解も促進されるような形であります。これは全国どこでも同じかと思えます。

また、接種により副反応と健康被害についての周知でございますけれども、これもリーフレットには、ワクチンを受ける場合は感染予防の効果と副反応のリスク、双方について正しい知識を持っていただいた上で、接種の判断をすることについて記載されてございます。副反応については、接種後の注射の痛み、頭痛、筋肉や関節の痛み、発熱や寒気があること、また、まれな重大な副反応として、ショックやアナフィラキシーがあることが記載されております。また、ごくまれに接種後に、心筋炎や心膜炎を疑う事例報告があることも説明されております。それらの症状を感じた場合については、速やかにかかりつけ医、医療機関を受診されることというような啓発がされております。また、予防接種でございます。これはどの予防接種でも同じでございますけれども、まれに病気になったり、障害が残ったりすることが起きることから、そういう健康被害につきましても、予防接種健康被害救済制度がありますということもうたわれております。そういうことで、副反応及び健康被害についての、全てではありませんけれども、そういうことで理解促進に努めてございます。これは全国同じ説明でございます。

それで先ほど接種を実施する場合は専門家の意見を取り入れることができない理由ということを言われていたかと思えますけれども、ワクチン接種の効果や是非につきましては、様々な専門家の意見がございます。皆さん統一的なご意見ではございません。町としましては、予防接種法はもとより、国の方針並びに道の運用基準、実施要領、要綱に基づいて実施をするのが適切であると考えてございます。あとは専門家の意見を取り入れない町独自の情報ができないということについては、先ほど申し上げたように様々な専門家のご意見がございまして、そういうことから、提供する判断もできませんし、その説明責任もできないと。

また、大阪府の泉大津市長でございますか。私もその方の市長メッセージを拝見させていただきました。首長自らワクチン接種に係るメッセージを出されているというのは、全国を見ていってもまれではないかなと思います。この市長さんは、随分専門的な見地が持たれているんでなかろうかということで、私も拝見しましたが、残念なことに私も専門的な知識がなかなか持っておりませんので、判断もできない

と。またその説明責任も果たせないというように考えて、独自の専門家の取り入れた意見、町独自のそういう啓発については、難しいのかなというように考えてございます。

また、国の被害者のリスク掲載、認定件数なんかをですね、どんどん啓発したほうがいいのではないかとということで、国の公表については、国の厚生労働省のホームページに貼り付けされております。それらは私どもが数だけを掲載してもですね、やはりそこに至る経過、背景がございまして、それをやはりこう説明責任を果たすのには、この町ではなかなかできないというのが実情でございます。そんなことで、国の示されたものに従いまして、理解促進を図っていくという考えでございます。

いずれにしても、コロナウイルスは世界的な感染拡大で未曾有の出来事でございます。今後まだ予断は許されませんが、今までにワクチン開発がされ、そして予防接種法に基づいて接種が行われ、多くの国民が接種をされ、そして現在、5類に移行しまして、社会活動が再開されました。経済も戻りつつあります。医療体制も崩壊をしないで、今まだ不安なところがありますけれども、頑張っているのかなと思います。そうしたことを考えた場合、私としては、コロナのワクチン接種は大きな効果があったのではないかと感じてございます。

高橋議員

町長の答弁のほうで、効果があるというふうに思ってたっしやるということで、認識させていただきました。ちょっとしつこいかもしれないんですけど、何かこう、もしもちょっと懐疑的なところが、いや、ないとは思いますが、あれば少しお伝えしてあげたら、そういう方が、その懐疑的な人たちも、ちょっと心の何と言うか、安らぎというか、そういうものにつながるのかなというところで、今言わなかったら、もう言えないようなことが多分出てくるのかなというところで、9月1日に内閣感染症危機管理統括庁というのが発足されてまして、これがどういうものかという、感染対策を自由に決められてしまうというような感じです。要するに、ここで行うと決めたものは、もう全部全部強制みたいな感じでしょうか。感じとしてはそういう感じですね。だからもしかしたらワクチン接種も強制化とか、いろいろあるかもしれないという中で、その時になったら多分、自治体としても、そういうちょっと反論みたいのところはもうできなくなるんじゃないのかなというところで、そういうことを伝える今が最初で最後のチャンスなのかなというところも、僕はちょっと感じています。これについては答弁のほうはいりませんので、もうとにかくどこまで行っても、やっぱり自己責任というところは免れないと思いますけど、やっぱり僕自身は強く豊かなまちづくりというところで、精神的なところも含

めてというふうなところで、自分の周りでどんなことが起きても、やっぱりそれは自分の決断の結果であって、何かのせいではないということもやっぱり自覚して、納得のできる意識づくりというのは大事だと思いますから、そういう人生づくりに対する一助となるような自治体を目指すということも必要だと思いますし、そういうふうな人づくりのできるまちづくりというのも、やっぱりありだと僕は思いますので、その辺を考慮して精進してまいりたいと思います。

④ 「あったか灯油の実施について」

熊木議員

あったか灯油の実施について質問いたします。今年は猛暑で連日30度を超える日が続きました。昨年から続く物価の高騰、電気、ガソリン、灯油の価格が上がり、町民の生活は厳しさを増しています。今年の冬を過ごすのに、灯油価格の上昇を心配する町民の方が多くみられます。現在の灯油価格は1リットル当たり116円から120円と高騰しています。昨日町内のスタンドで調べましたら、1リットル125円ということでした。

昨年も燃料費価格の高騰に伴い、高齢者、障がい者、ひとり親家庭を対象として、1世帯当たり13,000円の助成を実施され、対象となった世帯からは大変喜ばれています。対象枠の拡大や、新たな生活応援措置等について、今年度の実施について、町長のお考えを伺います。

大崎町長

あったか灯油の実施についてのご質問にお答えします。

あったか灯油助成事業については、灯油価格の高騰等による、冬期間における負担軽減を図ることを目的として、住民税非課税世帯の高齢者・障がい者・ひとり親世帯等を対象に、直近では令和3年度と令和4年度に実施しています。全国的な燃料高騰により、灯油価格についても高止まりの状態が続いていることから、今後の価格推移を踏まえ、本年度の実施について判断してまいります。

なお、新たな生活応援措置につきましては、現在、電力・ガス・食料品価格高騰対策として、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業」や「南幌町生活応援チケット事業」を実施していることから、現段階において実施の考えはありません。

熊木議員（再質問）

再質問を行います。ただいま町長の答弁で、本年度の実施については、価格の推移を踏まえて判断するということでした。まだ実施するかどうかとは決まっていないということですね。で、令和3年度、4年度と実施されて、1万2,000円から、昨年は1万3,000円ということでした。多くの自治体で、このあったか灯油という名称でない所もありますけれども実施しているということで、それがやっぱり非課税世帯ということに限定しているということで、年金生活をされている方からは、やはり自分のところも何とか該当しないだろうかという声は多々聞かれ

ます。それで70歳以上としているところで、1人が70歳以上で、もう1人は70歳未満というところでは、何とかならないのかという声が実際に聞かれるところなんですよね。で、その辺をもう少し広く救うという方法はないのかということでも先ほど質問いたしましたけれども、その考えはないということで、そのこのところをもう少し拡充できないのかなという思いで質問いたします。

先ほど申したように、灯油の価格が、今、昨日の段階で125円。これからはもっと1円、2円と上がっていくかと思うんですよね。それで、冬季間に利用するところで本当に灯油の配達に来て、請求書を見て本当にびっくりするという声がたくさん聞かれます。また、近年、電気料金とかもすごく上がって、本当に年金を上回るような金額を納めているという人のお話を聞くと、生活に占める割合ってすごく大きいなと思います。そして特に冬季間暖房をつけないわけにはいかない。本当に命の危険もあるので、やっぱりその辺で何とか、それを全て町ができるというものではないんですけれども、もう少し何かを考える必要はあるのではないかなと思います。

また、生活保護受給者、そのこの世帯に対しても、近隣はちょっとあれですけども、生活保護世帯についても、灯油代金を支給するというようなことを実施している自治体もございます。それは、現状では本当に、原油価格や物価高騰が最低生活費の算定に十分反映されていないという、今の保護費の中で、やはりかかるものがかかっていくというところで、生活を圧迫しているという現状です。ですから、今もし実施するとしても、今までどおりだとすれば、生活保護世帯に対しての措置というのは検討されないのかどうか、それをちょっと伺っておきたいと思います。今現在、生活応援チケットというので、1人5,000円というのが配布されていて、皆さん町内で利用とかされているんですけれども、今検討できないということだったんですけれども、そういうような形で広く使えるようなものを、やっぱり考えていく必要があるのではないかなと思います。

また、今年は本当に暑かったので、各いろんな自治体では、その暑い中、町の公共施設の所で涼を求めるといふか、そういう形で提供しているという自治体もありました。そういう意味ではこれから暖房費を節約するという意味で、町内でも公共施設でこういう所ではゆっくり休んでもらえますというような形の、そういうことも考えていってはどうかと思うんですけれども、この2点について伺います。

大崎町長（再答弁）

熊木議員の再質問にお答えをさせていただきます。あつたか灯油の実施基準でございまして、議員御承知だと思うんですけれども、例年10月から12月の3か

月間の灯油価格をベースにして判断するものですから、今年については、高止まりが続いていますのでそのような状況になると思うんですけども、一応実施の目安については、10月から12月の3か月間の灯油価格で、その時点の平均価格で1リットル100円を目安に実施の判断をしているのが今までどおりで、本年についてもそういうような考えで、実施の判断をこれからしてまいりたいというように考えてございます。近年、令和3年、4年と、その前には平成30年ということで実施をした経過がございます。対象者でございますけども、住民税非課税世帯の高齢者、障がい者、ひとり親世帯ということで、高齢者につきましては、70歳以上のみの世帯というような取り扱いに現在させていただいております。それで支給実績につきましては、平成30年までは3か月の平均でもって100円を超えた場合、1万円の助成でございました。令和3年度は、3か月の平均が106円だったことから、ちょっと高止まりだと、高く推移するということで、1万2,000円に拡大をした経緯がございます。昨年度はさらに118円。118.7円ということだったので、1万3,000円ということで拡大をした経過がございます。近隣それぞれやり方が違うかと思えますけども、由仁につきましては昨年の実績で1万円、長沼町さんについては1万2,000円、栗山町さんにつきましては、ほかの施策とあわせてやっているの、福祉灯油、あったか灯油としての実績はちょっとつかめないのかなというように考えてございます。それと、今年の灯油価格、議員言われるように随分高止まりが続いているということは、当然私どもも把握してございます。それで、現在、先日岸田首相が表明されましたけども、ガソリンなどの燃料油の新たな価格抑制対策を9月7日の明日から発動するという、ロシアのウクライナ侵攻直後と同水準までの価格抑制をするということを表明されております。あわせて、灯油、軽油、重油についても、価格抑制のための補助金を拡充し、それを年末までに延長するということを表明しております。町としましては、価格の高止まりが続いておりますから、これから冬に向かい、その経済負担が懸念されることは承知しております。本年度の実施については、先ほど申し上げた国の対策も含めて、最終的には10月から12月の価格をベースにして判断してまいりたいというように考えてございます。

対象枠の拡大につきましては、まずは実施が前提でございますので、まず実施の判断をつけるということと、あと、生活保護世帯につきましては、これは保護費の中で暖房費が措置されておりますので、その中で運用されるべきものと考えてございます。また、新たな生活応援でございますけれども、町民生活応援チケットが8月1日から12月までの期間で1人5,000円分の、これも物価高騰、燃料費高騰という目的のもとに実施をさせていただいております。町にとっても大きな支出

でございました。それを十分効果的に活用していただければなというように考えてございます。そうしたことから、あったか灯油の実施については今後の推移を見て判断させてもらいます。新たな応援措置については、現状では生活のチケットを実施しているということから、現段階では考えておりません。

熊木議員（再々質問）

再々質問を行います。ただいま答弁いただいて、10月から12月の3か月間の平均を見てということで、昨年も近隣の中でも1万3,000円という応援ということでは、やっぱりすごく評価できると思います。また、灯油だけではなくて、いろいろ電気とかいろんなものを使って燃料を使っているというところに対しても、これは使えるというような形での説明だったので、やはり町民の生活を考えながら実施しているということでは、今後もぜひ期待したいなと思っています。今、町長答弁あったように、これからの価格が今高止まりというところで、おそらく実施するだろうと思いますけれども、やっぱりそれが今の価格に少しでも見合うような形で検討してほしいなというのは要望したいと思います。

新たなことは考えていないということでしたけれども、やはり町民から寄せられる声。私の所に寄せられるのと、町全体に行くのとでちょっと違う意見もあるのかもしれないんですけども、やっぱり70歳以上じゃ来年まで待たらないのかとか、今年の冬をどう乗り切るのかというところで、やっぱり苦慮している町民が多くいるというところに、やっぱり町としてはそういうような人の思いもぜひ受け止めてほしいと思います。

で、先ほど質問でちょっとしたんですけども、クーリングターミナルというのかな。今年は夏暑いので、家にエアコンとかそういうのがないような方は、公共施設、こういう所が使えるので、ぜひこちらで少し体を冷やして休んでくださいというような案内をした自治体が結構あるということで、新聞とかにも報道されてきました。私も自分で考えてみると、図書室が涼しいので、いつもよりもそこにいらっしゃる町民が多かったかなと思うんですよね。そういう意味で、それをあいくるとか役場の1階のスペースとかそういう所に行って、例えば案内した時に殺到した時に大変かなとは思いますが、やはり今年、今、暖房の話をしていて冷房の話をするのはちょっとあれなんですけれども、やはりそういう意味では、冷暖房について、少しでも家庭でなかなかそれができない町民に対して、こういうような所を、施設を利用してくださいということで、暖房についても、ここは暖が取れるという意味では、そういうことをちょっと、町としては案内するというのもぜひ取り組んでみてはどうかと思います。それに対していろいろ施設も限りがあるので、

難しいという面もあるかもしれないんですけども、そういう意味でも、何かお考えとかがあれば伺っておきたいと思えます。

それで、これを決定するのは10月から12月までの推移を見るということなので、あつたか灯油を今年は実施しますというのは、12月末にならないと分からないということでしょうか。その時期も含めてお答え願いたいと思えます。

大崎町長（再々答弁）

熊木議員の再々質問にお答えいたします。最初の対象枠の拡大ということでご意見いただいたわけですが、国では今、電力、ガス、食料品の価格高騰を踏まえた低所得者への生活、暮らしの支援を行うために、住民税非課税世帯に対しまして臨時特別給付金として、1世帯3万円を支給しております。これは8月1日から11月30日までが申請期限でございます。また、物価高騰によりまして特に子育て世帯の影響が大きいということから、子育て世帯生活支援特別給付金として、ひとり親世帯の児童1人につき5万円が支給されます。これまた、受付は現在行われていまして、来年2月まででございます。さらにはひとり親世帯以外や、家計の急変世帯に対しても、支援措置が2月まで行われております。それらの国の施策をしっかりと活用していただきたいのと、町としては類似性、または重複は、なかなかそういうことではできませんので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。また、北海道においても、新たな生活応援の取り組みとして、現在子育て世帯を対象に、お米・牛乳子育て応援事業を実施しております。これらの事業が多く町の民に浸透されるように、私どもも取り組んでまいりたいというように考えてございます。

また、あつたか灯油の判断の時期でございますけども、先ほどちょっと申し上げなかったんですけども、基準は1日現在でやっていきますから、10月1日、11月1日、12月1日ということで、そうした場合12月の早々には判断ができて、また議会の皆さんにご相談をしながら、やる場合は年内の支給に間にあうように実施したいというように考えてございます。

また、クーリングターミナルでございます。大変すばらしいご意見をいただきました。私としても公共施設が有効的に活用されるように、また、そこで夏は厳しい暑さになってきております。また冬も、厳しい寒さを迎え、今核家族化もしておりますので、そういうことで町民がまた集う場所となりまして、公共施設が有効的に活用されるよう、そういうご意見として受け止めさせていただきます。